

すわほうじん

平成28年11月1日発行 第130号

一般社団法人 諏訪法人会

■ 主な内容

《平成29年度税制改正要望概要》

法人会の平成29年度税制改正に関する提言[要約]

《税務署だより》

税を考える週間 テーマ「くらしを支える税」11月11日から17日

電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件が改正されました

《租税教育活動・地域社会貢献活動》

ハケ岳まるごと収穫祭に「税金クイズ」出展

「クリーンアップ キャンペーン in 岡谷」を実施

《税法・税務研修会》

「小さな会社でもできた! 残業ゼロの労務管理」講座を開講します

～成功事例に学ぶ経営者と従業員の課題と行動ルール～

130
2016/NOV.



各地域の丙申年 御柱小宮祭



めざします企業の繁栄と社会への貢献

ホームページ:<http://www.suwahoujinkai.jp/> メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

あなたにとってもイータックス 国税は申告も納税も会社のパソコンで!

「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「29年度税制改正に関する提言」を宣言

全国法人会総連合会主催の「第33回法人会全国大会」が、10月20日、長崎市において開催されました。大会の中で「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求め、長崎の地で全国の会員企業の総意として宣言されました。

平成29年度税制改正スローガン

- ◆ 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体改革を！
- ◆ 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ◆ 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- ◆ 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

平成29年度 税制改正に関する提言（要約）—基本的な課題—

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。
- ・国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

- (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

- (5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
 - (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
 - (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ・軽減税率は何と云っても事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。
 - ・税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- ・OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新な

ど経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。
- (3)中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。
 - (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。
 - (3)親族外への事業継承に対する措置の充実
 - (4)取引相場のない株式の評価の見直し
円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。



第33回法人会全国大会 ～長崎大会～

本年全国大会は、10月20日（木）長崎市で開催されました。本会からは、花岡会長、五味副会長、山岡副会長、事務局の4名が参加しました。松本空港から福岡へ行き前泊後、電車で長崎へ入りました。大会当日は、第一部、長崎総合科学大学のブライアン・パークガフ二氏による演題「地方が生き残るために」を拝聴した後、第二部、式典にて、29年度税制改正の提言を宣言、租税教育活動の事例発表等ありました。当会も30年度税制改正に向け、経済社会の構造的変化に対応した公平・公正な税制に向け、引き続き提言活動を実施したいと考えました。

税務署だより

「税を考える週間」〔平成28年11月11日(金)～17日(木)〕

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

平成28年の「税を考える週間」は、テーマを「暮らしを支える税」として、以下のとおり実施します。

1 国税庁ホームページによる広報

国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- 国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介します。
- 調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- 国税庁レポートなど、国税庁の一年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

2 SNSを利用した広報

- ツイッターによる情報発信
「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。



3 社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・納税手続きなどへの国税庁の取組

- 社会保障・税番号(マイナンバー)制度
社会保障・税番号(マイナンバー)制度については、平成29年1月以降は、各種申告書や法定調書等への番号記載が本格化することから、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。また、国税庁は、法人番号の付番機関であることから、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で活用されるよう、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組みます。
- e-Tax
スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続きの対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

4 講演会の実施や関係民間団体等との連携

日時	行事名	場所等	主催団体等
11月11日(金)	記念講演会 ・諏訪税務署長 ・真田幸村の虚像と実像 真田 徹 様	RAKO 華乃井ホテル	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会
11月14日(月)	税の一日無料相談	茅野市役所 議会棟	関東信越税理士会 諏訪支部
11月17日(木)	納税表彰式	諏訪税務署	
期間中随時 放送予定	税金クイズ「税金クイズ2016」	LCV-TV	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会 関東信越税理士会 諏訪支部

電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件が改正されました

平成28年度の税制改正により、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成10年3月31日号外大蔵省令第43号)」の一部が改正され、いわゆるスキャナ保存の要件のうち一部が改正されました。

～ 改正の概要 ～

1 スキャナについて、「『原稿台と一体型』に限る」要件を廃止

これまで、国税関係書類の読み取りを行うスキャナについては、「原稿台と一体型に限る」という要件がありましたが、この要件が廃止されました。



2 領収書等の受領者等が読み取る場合の要件を整備

領収書や請求書等について、その受領者や作成者が読み取る場合、受領等後、その者が署名の上、3日以内にタイムスタンプを付すことが要件とされました。

また、この場合で、読み取る国税関係書類の大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存が不要とされました。

上記1・2の改正により、例えば、受領した領収書を社外でスマホで読み取ることができるようになりました。

3 小規模企業者の特例を創設

保存義務者は、いわゆる適正事務処理要件(①相互けんせい、②定期的なチェック、③再発防止策)に関して、事務手続や規程を整備するとともに、これらに基づいた事務処理を行う必要がありますが、保存義務者が小規模企業者の場合で、②の「定期的なチェック」を税務代理人が行うときは、①の「相互けんせい」の要件については不要となります。

上記改正事項を含めたスキャナ保存要件の全体像については、次ページをご参照ください。

～ 申請に関するQ&A ～

QA 改正後の要件でスキャナ保存するためにはどうするの？

国税関係書類を改正後の要件でスキャナ保存しようとする場合には、電子データの保存により書類の保存に代える日の3か月前の日までに「申請書」を提出する必要があります。

この改正による申請書の受付は、平成28年9月30日からですが、平成29年1月1日から改正後の要件でスキャナ保存しようとする場合、申請書の提出期限となる「3か月前の日」も、平成28年9月30日となり、申請書を提出する日が限られております。

なお、改正前の要件に係る承認を受けた方が、改正後の要件による保存を行うため「申請書」を提出し承認を受ける場合、改正前の要件に係る承認の「取りやめの届出書」を提出する必要はありません。

QA 既にスキャナ保存の承認を受けている書類はどうなるのですか？

既にスキャナ保存の承認を受けている書類であっても、平成28年9月30日以後に「申請書」を提出して承認を受けない場合、従来の要件で保存することになります。

申請書の様式やスキャナ保存を含めた電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページに掲載されています。詳しくは、[国税庁 電子帳簿保存法 検索 http://www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

法人会アンケート調査システム 新規登録にご協力ください

スキャナ保存要件一覧表 (平成28年9月30日以後申請分)

スキャナ保存に係る要件の概要	規則第3条の該当箇所(注1)	帳簿・書類のうち決算関係書類	書類のうち決算関係書類以外のもの	
			重要書類(注2)	一般書類(注3)
スキャナ保存の可否	③	×	○	○
真実性の確保	入力期間の制限	⑤一 ⑤一ロ ⑤	-	【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(1週間以内)に行うこと 【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(1か月以内)を経過した後、速やか(1週間以内)に行うこと ※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る 【適時入力方式】適時入力(注4)
	一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	⑤二イ ⑤	-	(1) 解像度が200dpi相当以上であること (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)であること (2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注4)
	タイムスタンプの付与	⑤二ロ ⑤	-	一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(記録事項が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合は、受領等後、受領者等が署名の上、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこと 受領者等が読み取る場合は、読み取る際に、又は受領等後、受領者等が署名の上、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこと(注4)
	読取情報の保存	⑤二ハ ⑤	-	読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要 大きさに関する情報の保存は不要(注4)
	バージョン管理	⑤二ニ	-	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムを要すること
	入力者等情報の確認	⑤三	-	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと
	適正事務処理要件	⑤四 ⑤	-	国税関係書類の受領等から入力までの各事務について、次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること (1) 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制(相互けんせい) (2) 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制(定期的な検査) (3) 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制(再発防止) ※ 小規模企業者の場合で、(2)を税務代理人が行うときは、(1)の要件は不要 不要(注4)
	帳簿との相互関連性の確保	⑤五	-	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと
	見読可能装置の備付け等	⑤六 ⑤	-	(1) 規則第3条第5項第6号に定める要件を満たしたカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること (2) 電磁的記録について、整然とした形式や4ポイントの大きさの文字を認識できることなど、規則第3条第5項第6号に規定する状態で、速やかに出力することができるようにすること 白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注4)
	電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	①三 ⑤七	-	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること
検索機能の確保	①五 ⑤七	-	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額その他主要な記録項目での検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせた検索	

注1 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」第3条の該当箇所を指し、丸囲いの数字は「項」を、漢数字は「号」を表します。
 注2 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」第4条第3項に規定する国税関係書類のうち、一般書類以外の書類が該当します。
 注3 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件(平成17年国税庁告示第4号)に定める書類が該当します。
 注4 本要件は、一般書類のスキャナ保存にのみ適用されます。また、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

アンケート調査システムの活用状況と新規登録をふやす理由

システムの活用状況は?

景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1~2件のペースで調査をしています。最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録をふやす必要があるの?

アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。※平成28年7月現在、アンケート送信対象は約4000名、回答数は約1200件です。

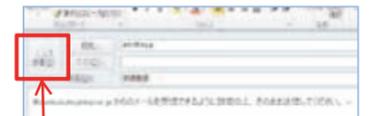


法人会アンケート調査システム 新規登録方法

- ① 諏訪法人会ホームページ右側にあるこのバナーをクリック
- ② 法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



- ③ メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、@zenkokuhoujinkai.or.jpからのメールを受信できるように設定してから、送信してください。



送信

- ④ すぐにメールが送信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



クリック

リンクをクリックしてね。



- ⑤ 入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

「同報130号」「ほうじん 秋号」と一緒に、 「真田幸村に学ぶ」小冊子1冊と、 税に関わる小冊子2冊を配布します。

☆リーダーの行動の根幹にあるもの

「真田幸村に学ぶ リーダーの資質と人間形成」

☆法人税を中心に、会社の取引をめぐる税金について解説！

「会社取引をめぐる税務Q & A」

☆経理関係者として、判断を求められる回数が一番多い！

「源泉所得税－実務のポイント－」

※会社の休憩室、待合室、ロビーに備え置きください



諏訪法人会の税法税務研修会

小さな会社でもできた！残業ゼロの労務管理

～成功事例に学ぶ経営者と従業員の課題と行動ルール～

今回のセミナーは、250社以上、労務管理™活動支援の実績があり、著書やTV出演多数の著名な社会保険労務士から「残業ゼロ」でも高い生産性を上げる組織づくりのポイントと成功事例を聞く事によって、これまで以上の生産性を上げる最強組織をつくる事が可能な事を知って頂くのが目的です。

受講後、すぐにも実践して頂く事で、貴社の組織と労務管理を盤石に出来ます。

講演
内容

- 残業ゼロでも生産性をアップさせる仕組みづくりとは？
- 小さな会社でも成功！業種別 残業ゼロの労務管理 12社の成功事例
- 限られた労働時間内で生産性を上げるための「課題と行動ルール」

日時：平成28年11月25日(金)

定員：50名

14:00～16:00

問合せ：諏訪法人会 事務局

会場：ホテル 紅 や(2階)

TEL:53-7810

参加無料

講師 プロフィール



社会保険労務士法人 ビルドゥミー・コンサルティング 代表社員
特定社会保険労務士、残業ゼロ将軍®

望月 建吾 (もちづき けんご) 氏

中央官庁、地方自治体、東証一部上場企業から小さな会社まで顧問先企業数200社以上。『小さな会社でもできた！ 残業ゼロの労務管理』など著書多数。NHK『クローズアップ現代』『あさイチ』など全国ネットのテレビ出演多数。全国の商工会議所、社会保険労務士会などでの講演実績も多数。

下諏訪支部 寄稿

各支部ごとに支部事業や地域の行事などを掲載します。今回は「富士見支部」です。

諏訪地域の活性化を目指して

9月10日、東京のふるさと回帰支援センターにて三県（長野、静岡、山梨）合同移住相談会が開催され、下諏訪町、宅建下諏訪分会、下諏訪商工会議所の三団体合同での参加をしてきました。下諏訪町では今年より移住定住促進室が開設され、下諏訪町の地域活性化を目指した移住定住事業に本格的に着手をはじめました。以前より三団体合同でふるさと回帰フェアなどの参加をしてきましたが、今後より一層の連携と移住促進に向けて動き始めています。



移住希望者は特にこの三県への移住が多くを占めており、2回目の開催となる今回の相談会に初めて参加となりましたが、個別相談者が16組、移住に対して非常に前向きな方が相談にいられました。

下諏訪町への移住促進は、諏訪地域の企業への就職等をはじめ経済へ大きな貢献が期待できます。今後も下諏訪町ならではの魅力を発信しながら、地域活性化を目指したいと思っています。

第18回 クリーンアップキャンペーンin岡谷 — 法人会の社会貢献活動 —

9月10日(土) 秋雨前線の影響で連日雨模様でしたが、当日は爽やかな秋空が広がり、湖畔の木々の葉も化粧直しが始まる中、18回目となる「クリーンアップキャンペーン」を岡谷支部の企画で、横河川流域から諏訪湖畔公園周辺の清掃作業を実施しました。本会から会長をはじめ役員、また、会員企業から総勢50名が2班に別れ約2時間、総延長8kmを清掃しました。相変わらず弁当等のプラスチック容器、ビニール袋が多く、変わったところでは、財布、免許証、ヘルメットなどが放置されておりました。作業終了後は、「おか(岡谷)弁」を食しながら親睦を図りました。



法人会全国青年の集い北海道大会

青年の集い ～旭川大会～



30回目の全国青年の集いは北海道旭川市で開催され、諏訪法人会から5名が参加しました。全国2000名以上の青年部会員と共に「青年部の思い」を共有し、クラーク博士の「少年よ、大志を抱け」を北海道の地で感じた大会でした。青年部は全国に441単位会があり、そのうち440単会で租税教育活動を行っています。全国共通の目標として、子どもたちに税の仕組みや大切さを伝えようとする活動です。

青年の集いでは局連を代表した単位会が、工夫を凝らした活動の事例を発表します。なかなか面白い活動をしていて、これからの青年部のあり方を考えさせられました。我々の活動の参考になったと同時に、今行っている事が非常に有意義だという自信にもなりました。さらに部会長サミットではグループディスカッションを行い、全国の会長と税金の使途についての話し合いをしました。地域が違えば感じ方も、問題点も違いますが、青年部の意見として提言できるように活発なディスカッションでした。

クラーク博士の「少年よ、大志を抱け」は次のように続きます。「お金のためではなく、私欲のためでもなく、名声と言う空虚な物のためでもなく、人は如何にあるべきか。その道を全うするために、大志を抱け」青年部も大きな志を持って活発な活動をしなれば、と感じた大会でした。
(青年部長 深井孝彦)

SPOT NEWS

スポットニュース

研修会

- ◇決算説明会(8/4・5)
管内2会場(茅野・諏訪)で決算説明会を諏訪税務署との共催で実施。
12月6、7日、2月2、3、6、7日にも開催予定。

役員会・委員会・部会

- ◇組織委員会(8/25小笠原 弘三 委員長)
会員増強計画策定
- ◇理事会(9/8 花岡 柁好 会長)
各委員会・部会事業について
29年度 役員改選について
- ◇青年部 役員会(8/18 深井 孝彦 部長)
租税教育事業について
研修事業について
- ◇女性部 役員会(8/24 永田 淑子 部長)
絵はがきコンクールについて
各研修事業について

諏訪税務署長表敬訪問

7月28日、7月の異動で新署長、金澤 一郎 氏が着任。深井青年部長、永田女性部長他各役員が表敬訪問しました。

地域社会貢献事業

9月14日、金子ゆかり 市長へ、7月20日に実施した震災支援チャリティーゴルフコンペの義援金を手渡しました。



福利厚生事業 経営者～従業員まで 9/5～9

生活習慣病健診を5日間、管内3ヶ所で実施。今回から、新しいがん検診として、「アミノインデックス」検査が加わり、検診費用が比較的高額にも関わらず多数の方々を受診され、がんへの関心が高いことがうかがわれました。

秋の女性部研修会

9月29日(木)20名が参加して、NHKの大河ドラマの舞台、上田市方面へ。租税教育事業が活性化してきている中、小学校6年生の租税教室に使用しているビデオを見ながらの研修を実施。また地元のガイドによる、上田城の四百有余年の歴史を聞き、資料等により、「幸村に学ぶリーダーの特性」を学びました。またガイドさんの話し方、伝え方など租税教育授業にも活かせる所があり、有意義な研修でした。



LCV「税金クイズ2016」

「税を考える週間」行事にあわせ、構成七団体と、諏訪実業高校による、チーム対抗クイズ番組「税金クイズ2016」を収録。法人会チームは、諏訪支部から高山 猛英 さん(高山製粉)、大平 祐一 さん(ナガタ)、藤森 泉 さん(スワテック)の3名が出場。

【放送予定】

LCV-TV 【121チャンネル】
11月12日(土)・13日(日)……9時～、13時～、20時～
LCV-TV 【122チャンネル】
11月12日(土)……12時～、22時30分～

租税教育活動 「税金クイズ」 in ハケ岳まるごと収穫祭

10月22日(土)～23日(日)にハケ岳農業実践大学校庭内で開催された「第17回まるごと収穫祭」に青年部と、女性部が協力し税金クイズブースを出展しました。新鮮な野菜、果物、乳製品、フリーマーケット他各種イベントを求めて、県内外から約9千人が来場する人気のイベント。当会では、専用ブース内で「クイズだぜい!」を実施。小学生中心に約

1200名がチャレンジ。また中央ステージでは、「○×税金クイズ」を親子でチャレンジ。約300名が参加しました。

親子間での会話が少なくなっている中、親子で楽しく協力し合う微笑ましい情景でした。

特に、ブース前に展示した「1億円のレプリカ」には、持ったり、触ったりと大盛況でした。



告知板

年末調整説明会のご案内

11月 9日(水)	岡谷カノラホール 小ホール
11月10日(木)	富士見町コミュニティプラザ
11月14日(月)	茅野市役所8階大ホール
11月15日(火)	下諏訪町役場4階講堂
11月16日(水)	諏訪市文化センター大ホール

平成28年分の説明会が左記のとおり開催されますのでご案内します。

- *各会場とも午後1時30分から2時間程度です。
- *諏訪税務署より事前に送付される関係書類をご持参ください。

決算説明会のご案内

- 諏訪会場 12月6日(火) 諏訪市文化センター 第1集会室
- 岡谷会場 12月7日(水) 岡谷商工会議所 3F会議室

- *各会場とも午後2時～3時30分です。
- *12月～2月決算会社が対象です。

詳細は諏訪税務署よりハガキにて事前にご案内があります。

「税を考える週間」記念講演会のご案内

主催：諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会

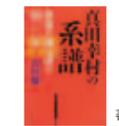
『真田幸村の虚像と実像』

日時：平成28年11月11日(金)
会場：RAKO華乃井ホテル

講師 日本一の兵 真田幸村第14代
仙台真田家13代当主
真田 徹氏



諏訪税務署長
金澤 一郎 氏 午後2時～2時30分
真田 徹 氏 午後2時30分～4時



共催：関東信越税理士会 諏訪支部

問合せ：諏訪地区資産税関係協議会 事務局 57-0502(宅建協会内)

第33回法人学校のご案内

主催：一般社団法人 諏訪法人会 諏訪支部

元日本政策金融公庫の講師が伝授する！
金融機関から資金調達するための！

聴講無料

日時：平成28年12月12日(月)
午後1時30分～3時30分

『プロが教える⑧の資金調達術!』 会場：諏訪商工会館(諏訪市小和田南14-7)



講師

StrateCutions 代表 中小企業診断士
倒産審査マン・MBA
おちふじのぶお
落藤 伸夫 氏

- 最近の金融機関における融資動向について……
- 知らないと絶対に損をする、中小企業支援政策のトレンド
- 支援する企業、切り落とされる企業～事業計画書が重要～
- 金融機関の目から見た決算書～赤字決算でも支援される～
- 融資確率を高めるための資料づくりと説明の仕方 他

※お申込みは諏訪商工会議所内諏訪支部までお問い合わせ下さい。
TEL:0266-52-2155 FAX:0266-57-1010

編集後記

今年の夏は、田んぼや畑の土手の草刈りに大忙しでした。特に7月から8月頃は、草の伸び方が異常に早く、2週間もすれば草刈り前に戻ってしまうほどの勢いでした。秋になれば枯れてくるのでそのままでも良い場所もありましたが、草が伸びれば景観も悪くなるし、野生動物が隠れて移動しやすく鳥獣被害につながったり、種が飛んで周りの畑に迷惑をかけてしまう。まあ大変だけれど、体を動かせば健康にもつながるだろうと、結局、同じ場所を5、6回は刈ったと思います。秋になり草刈りはひと段落、しかし、冬になれば今

度は雪かきです。これはこれで大雪が続けばかなりの重労働が待っています。こうして、全国で毎年繰り返される膨大な作業、今後人口が減少し超高齢化社会になっていった時、果たして同じようにできるかどうか、ふと思います。

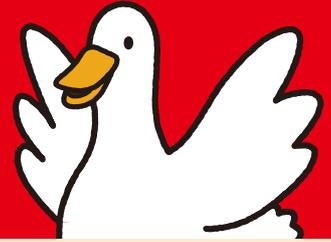
今、世界ではAIを駆使したロボットが注目されています。部屋を無人で掃除してくれる掃除ロボットも売られています。新しい発想や技術を組み合わせることで次の時代に備えていきたいものです。

広報委員 原田 英寿

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで* 月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

◎就労困難状態に該当している場合。
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

長野支社 〒380-0823 長野市南千歳 1-12-7 新正和ビル4階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0054-1610005 8月4日



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの方になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
~大同生命の創業者の一人~



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社 諏訪営業所/長野県諏訪市沖田町3-15(フロンティアビル3F) TEL 0266-58-7888

T&D
T&D保険グループ